

東かがわ市規則第2号

東かがわ市新生児定額給付金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和7年2月10日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市新生児定額給付金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東かがわ市新生児定額給付金の支給に関する条例施行規則（令和3年東かがわ市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(支給決定及び支給日の通知)	(支給決定及び支給日の通知)
第5条 略	第5条 略
2 略	2 略
3 給付金の支給日は、申請が受理された日から起算して30日以内の日とする。	3 月末までの申請に対する給付金の支給日は、翌月の15日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は次の日とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。